

農業経営基盤の強化に関する基本的な構想新旧対照表

変更前	変更案
<p data-bbox="353 517 987 663">農業経営基盤の強化に 関する基本的な構想</p> <p data-bbox="495 1054 801 1177">令和4年3月 伊 奈 町</p>	<p data-bbox="1240 517 1874 663">農業経営基盤の強化に 関する基本的な構想</p> <p data-bbox="1382 1054 1688 1177">令和5年9月 伊 奈 町</p>

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 伊奈町は、埼玉県の南東部に位置し、その立地条件を生かして米、果樹を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 伊奈町の農業構造については、昭和40年代後半からの区画整理等により農地は減少し、都市近郊型ということから、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した為、最近では、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大思考農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、町内全域において、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 伊奈町農業の概況

伊奈町は、埼玉県の南東部に位置し、その立地条件を生かして米、果樹を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

### 2 農業の動向と課題

伊奈町の農業構造については、昭和40年代後半からの区画整理等により農地は減少し、都市近郊型ということから、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した為、最近では、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大思考農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、町内全域において、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 伊奈町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、伊奈町及び近隣市において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 伊奈町は、将来の町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、伊奈町は、さいたま農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、伊奈町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、埼玉県さいたま農林振興センター（以下「農林振興センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、伊奈町担い手育成協議会（以下「担い手育成協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して担い手育成協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

### 3 経営目標

伊奈町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、伊奈町及び近隣市において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

### 4 農業経営基盤強化方策

伊奈町は、将来の町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、伊奈町は、さいたま農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、伊奈町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、埼玉県さいたま農林振興センター（以下「農林振興センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、伊奈町担い手育成協議会（以下「担い手育成協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して担い手育成協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。(削除)

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、人・農地プランの作成・更新を通じた地域の話し合い等により、農地の連担化や利用集積を図る。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。(削除)

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。(削除)

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図

互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による効率的かつ安定的な農業経営の育成と集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、地域計画の作成・更新を通じた地域の話し合い等により、農用地の集積や集約を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けにあることから、地域及び営農の実態に応じてその育成を図る。

り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、近年増加傾向にある新たに就農しようとする意欲あるものに対しては、農地中間管理機構における研修等事業を活用して育成を図る。(削除)

また、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。(削除)

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。(削除)

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、伊奈町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。(削除)

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。(削除)

5 伊奈町は、担い手育成協議会において認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等と地域住民等との間で都市地域農業の重要性という共通認識を持たせることで、地域資源の維持管理、地域農業のコミュニティの醸成を図り、地域全体の発展に結び付けることとする。

## 5 推進方法

伊奈町は、担い手育成協議会において農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定

進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の掲示等の重点指標及び農業協同組合での研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けつつ行う。(削除)

また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対して、その経営の更なる向上に資するため、その計画の実施結果の点検をし、新計画の作成の指導等を行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標  
(1) 新規就農の現状

伊奈町の令和元年度の新規就農者は3人であり、近年ほぼ横ばいの状況となっているが、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、伊奈町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する青年農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、伊奈町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を増加させるように努める。

による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策を示しながら、重点的指導及び研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けつつ実施する。また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対して、その経営の更なる向上に資するため、その計画の実施結果の点検をし、新計画の作成の指導等を行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標  
(1) 新規就農の現状

伊奈町の令和4年度の新規就農者は5人であり、近年ほぼ横ばいの状況となっているが、新鮮で安全な食料の供給といった農業本来の機能だけでなく、農業体験を通じてのコミュニティの場の創設、防災空間の確保、緑地としての良好な景観の形成等多面的機能の保全を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、伊奈町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する青年農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、埼玉県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、伊奈町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を増加させるように努める。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

伊奈町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた伊奈町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センターや埼玉県指導農業士、農業協同組合、北足立郡北部明日の農業担い手育成塾等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7 伊奈町は、担い手の減少や高齢化により農地のかい廃や農業生産環境の悪化が予想されることから、上記の効率的かつ安定的な農業経営体の育成と併せ、新規就農者や定年退職者及び営農ボランティア、さらには農業協同組合を中心とした農作業受託組織など多様な担い手の育成も支援していくこととする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的（削除）指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

伊奈町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた伊奈町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センターや埼玉県指導農業士、農業協同組合、北足立郡北部明日の農業担い手育成塾等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7 伊奈町は、担い手の減少や高齢化により農地のかい廃や農業生産環境の悪化が予想されることから、上記の効率的かつ安定的な農業経営体の育成と併せ、新規就農者や定年退職者及び営農ボランティア、さらには農業協同組合を中心とした農作業受託組織など多様な担い手の育成も支援していくこととする。

営の指標として、現に伊奈町及び周辺市で展開している優良事例を踏まえつつ、伊奈町における主要な営農類型についてこれを(削除)示すと次のとおりである。

なお、本指標の基幹農業従事者は2人を基準としている。

[個別経営体]  
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀	<作付面積等> 水稲:10.9ha 小麦:5.1ha ほうれん草:1ha	<資本装備> 作業場兼車庫 1棟 100㎡ トラクタ(50ps級)1台 乗用田植機 6条 0.5台 施肥播種機 6条 0.5台	・複式簿記、青色申告を実施  ・生育診断、栽培管理に農業情報システムを活用	・農繁期における雇用労働の確保  ・労災保険に加入
複合	<経営規模> 水田:16ha	コンバイン4条1台 乾燥機 30石 2台 トラック 2トン 1台		・休日制の導入(削除)
経営		<その他>		

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に伊奈町及び周辺市で展開している優良事例を踏まえつつ、伊奈町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

なお、本指標の基幹的農業従事者は2人を基準としている。

[個別経営体]  
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀	<作付面積等> 水稲:10.9ha 小麦:5.1ha ほうれん草:1ha	<資本装備> 作業場兼車庫 1棟 100㎡ トラクタ(50ps級)1台 乗用田植機 6条 0.5台 施肥播種機 6条 0.5台	・複式簿記、青色申告を実施  ・生育診断、栽培管理に農業情報システムを活用	・農繁期における雇用労働力の確保  ・労災保険に加入
複合	<経営規模> 水田:16ha	コンバイン4条1台 乾燥機 30石 2台 トラック 2トン 1台		
経営		<その他>		



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備された水田</li> <li>・水利調整により早期から麦後までの作型が可能</li> <li>・農業経営基盤強化促進事業により土地の面的集積を行う</li> <li>・麦はばら出荷を実施</li> </ul>			営		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備された水田</li> <li>・水利調整により早期から麦後までの作型が可能</li> <li>・農業経営基盤強化促進事業により土地の面的集積を行う</li> <li>・麦はばら出荷を実施</li> </ul>		
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜複合経営	<作付面積等> トマト：1500㎡ キュウリ：500㎡ (年2回作付け) さつまいも：1ha <経営規模	<資本装備> ビニールハウス 3棟 2000㎡ 作業場兼車庫 1棟 80㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクタ (20ps級)1台 トラック1台 自動灌水装置 <その他>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記、青色申告を実施</li> <li>・経営管理等にパソコンを活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災保険に加入</li> <li>・<u>休日制の導入(削除)</u></li> </ul>	施設野菜複合経営	<作付面積等> トマト：1500㎡ キュウリ：500㎡ (年2回作付け) さつまいも：1ha <経営規模	<資本装備> ビニールハウス 3棟 2000㎡ 作業場兼車庫 1棟 80㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクタ (20ps級)1台 トラック1台 自動灌水装置 <その他>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記、青色申告を実施</li> <li>・経営管理等にパソコンを活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災保険に加入</li> </ul>

	> ビニールハウス : 2000 m <sup>2</sup> 畑 : 1ha	・生産物は地域施設を活用し直売で70%販売 ・栽培管理は自動装置を図る ・パソコンの活用 ・訪花昆虫や天敵の利用により、省力化・小農薬化を図る				> ビニールハウス : 2000 m <sup>2</sup> 畑 : 1ha	・生産物は地域施設を活用し直売で70%販売 ・栽培管理は自動装置を図る ・パソコンの活用 ・訪花昆虫や天敵の利用により、省力化・小農薬化を図る		
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
野菜	<作付面積等> トウモロコシ : 0.3ha ダイコン : 0.3ha ハクサイ : 0.3ha サツマイモ : 0.3ha 里芋 : 0.3ha ブロッコリー : 0.3ha ねぎ : 0.3ha エダマメ : 0.3ha	<資本装備> 作業場兼直売所 40 m <sup>2</sup> 格納庫兼作業場 80 m <sup>2</sup> トラクタ 1台 農用トラック 1台 育苗ハウス 200 m <sup>2</sup> 管理機 1台 防除機 1台	・複式簿記、青色申告を実施 ・パソコン等を経営に活用	・農繁期における雇用労働の確保 ・労災保険に加入  <u>・休日制の導入（削除）</u>	野菜	<作付面積等> トウモロコシ : 0.3ha ダイコン : 0.3ha ハクサイ : 0.3ha サツマイモ : 0.3ha 里芋 : 0.3ha ブロッコリー : 0.3ha ねぎ : 0.3ha エダマメ : 0.3ha	<資本装備> 作業場兼直売所 40 m <sup>2</sup> 格納庫兼作業場 80 m <sup>2</sup> トラクタ 1台 農用トラック 1台 育苗ハウス 200 m <sup>2</sup> 管理機 1台 防除機 1台	・複式簿記、青色申告を実施 ・パソコン等を経営に活用	・農繁期における雇用労働力の確保 ・労災保険に加入
直売	<経営規模>	<その他> ・耕地はブロック			直売	<経営規模>	<その他> ・耕地はブロック		
経営					経営				

	畑：2.4ha	に分けて、輪作を行う ・地域施設での直売 1 00% ・需要に応じて作付け面積を加減する ・パソコン等を活用				畑：2.4ha	に分けて、輪作を行う ・地域施設での直売 1 00% ・需要に応じて作付け面積を加減する ・パソコン等を活用		
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
なし 複合 経営	<作付面積等> 幸水：0.7ha 豊水：0.3ha 彩玉：0.2ha 新高：0.1ha 水稲：2.0ha <経営規模> 水田：3ha 樹園地：1.3ha	<資本装備> 作業場兼車庫 1棟 80 m <sup>2</sup> なし棚 1ha トラクタ(30ps級) 1台 トラック 1台 灌水施設 1ha 田植機(5条)1/2台 コンバイン(3条)1/2台 乾燥機(20石) 1台 <その他> ・梨は共同選果を	・複式簿記、青色申告を実施 ・経営管理、顧客管理にはパソコンを活用	・雇用労力を活用し作業の分業化を図る ・ <u>休日制の導入(削除)</u> ・労災保険に加入	なし 複合 経営	<作付面積等> 幸水：0.7ha 豊水：0.3ha 彩玉：0.2ha 新高：0.1ha 水稲：2.0ha <経営規模> 水田：3ha 樹園地：1.3ha	<資本装備> 作業場兼車庫 1棟 80 m <sup>2</sup> なし棚 1ha トラクタ(30ps級) 1台 トラック 1台 灌水施設 1ha 田植機(5条)1/2台 コンバイン(3条)1/2台 乾燥機(20石) 1台 <その他> ・梨は共同選果を	・複式簿記、青色申告を実施 ・経営管理、顧客管理にはパソコンを活用	・ <b>雇用労働力</b> を活用し作業の分業化を図る ・労災保険に加入

		行う ・全量市場出荷 ・病害虫は共同防除 ・多目的防災網施設設置 ・パソコンを活用					行う ・全量市場出荷 ・病害虫は共同防除 ・多目的防災網施設設置 ・パソコンを活用		
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
直売 ぶどう う 経営	<作付面積等> 巨峰：0.7ha ヒムロットシートレス：0.3ha さつまいも：1ha  <経営規模> 樹園地：1ha 畑：1ha	<資本装備> 作業所兼直売所 80 m <sup>2</sup> ぶどう棚 80a トラクタ(25ps級) 1台 トラック 1台 灌水施設 80a  <その他> ・直売により100%販売 ・病害虫防除は共同作業により省力化を図る ・多目的防災網施設を設置する ・パソコンを活用	・複式簿記、青色申告を実施  ・経営管理等にパソコン活用	・雇用労力を活用し作業の分業化を図る  ・労災保険に加入  ・ <u>休日制の導入(削除)</u>	直売 ぶどう う 経営	<作付面積等> 巨峰：0.7ha ヒムロットシートレス：0.3ha さつまいも：1ha  <経営規模> 樹園地：1ha 畑：1ha	<資本装備> 作業所兼直売所 80 m <sup>2</sup> ぶどう棚 80a トラクタ(25ps級) 1台 トラック 1台 灌水施設 80a  <その他> ・直売により100%販売 ・病害虫防除は共同作業により省力化を図る ・多目的防災網施設を設置する ・パソコンを活用	・複式簿記、青色申告を実施  ・経営管理等にパソコン活用	・雇用労働力を活用し作業の分業化を図る  ・労災保険に加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
バラ経営	<p>&lt;作付面積等&gt; バラ：2,500 m<sup>2</sup></p> <p>&lt;経営規模&gt; アクリル温室 2,500 m<sup>2</sup></p> <p>養液栽培 1,250 m<sup>2</sup></p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨アクリル温室2棟 2,500 m<sup>2</sup></p> <p>養液栽培システム1式 1,250 m<sup>2</sup></p> <p>保冷库 2坪 作業場 40 m<sup>2</sup> ライトバン 1台 暖房機 2台</p> <p>&lt;その他&gt; ・バラは周年切り花生産 ・土耕栽培と養液栽培の組合せで労力配分 ・パソコンを活用</p>	<p>・複式簿記、青色申告を実施</p> <p>・パソコン等を活用し市場情報を収集分析し、経営に活用</p>	<p>・雇用労働を活用し休日や労働の軽減を図る</p>	バラ経営	<p>&lt;作付面積等&gt; バラ：2,500 m<sup>2</sup></p> <p>&lt;経営規模&gt; アクリル温室 2,500 m<sup>2</sup></p> <p>養液栽培 1,250 m<sup>2</sup></p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨アクリル温室2棟 2,500 m<sup>2</sup></p> <p>養液栽培システム1式 1,250 m<sup>2</sup></p> <p>保冷库 2坪 作業場 40 m<sup>2</sup> ライトバン 1台 暖房機 2台</p> <p>&lt;その他&gt; ・バラは周年切り花生産 ・土耕栽培と養液栽培の組合せで労力配分 ・パソコンを活用</p>	<p>・複式簿記、青色申告を実施</p> <p>・パソコン等を活用し市場情報を収集分析し、経営に活用</p>	<p>・雇用労働力を活用し休日や労働の軽減を図る</p>
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等

鉢花 経営	<p>&lt;作付面積等&gt; シクラメン:2,000 m<sup>2</sup> ハッコニア:2,000 m<sup>2</sup> プリムラ・ポリアンタ:1,000 m<sup>2</sup></p> <p>&lt;経営規模&gt; ガラス温室2,000 m<sup>2</sup> ビニールハウス1,000 m<sup>2</sup></p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨アクリル温室2棟2,500 m<sup>2</sup> 養液栽培システム1式1,250 m<sup>2</sup> 作業場兼車庫1棟80 m<sup>2</sup> 暖房機 2台 底面給水装置 トラック 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・底面給水栽培等を導入し省力化を図る ・シクラメンは80%を庭先直売で販売 ・パソコン等を活用</p>	<p>・複式簿記、青色申告を実施</p> <p>・パソコン等を活用</p>		鉢花 経営	<p>&lt;作付面積等&gt; シクラメン:2,000 m<sup>2</sup> ハッコニア:2,000 m<sup>2</sup> プリムラ・ポリアンタ:1,000 m<sup>2</sup></p> <p>&lt;経営規模&gt; ガラス温室2,000 m<sup>2</sup> ビニールハウス1,000 m<sup>2</sup></p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨アクリル温室2棟2,500 m<sup>2</sup> 養液栽培システム1式1,250 m<sup>2</sup> 作業場兼車庫1棟80 m<sup>2</sup> 暖房機 2台 底面給水装置 トラック 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・底面給水栽培等を導入し省力化を図る ・シクラメンは80%を庭先直売で販売 ・パソコン等を活用</p>	<p>・複式簿記、青色申告を実施</p> <p>・パソコン等を活用</p>	
	<p>[組織経営体] (農業経営の指標の例)</p>					<p>[組織経営体] (農業経営の指標の例)</p>			
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等

<p>主穀単一 組織法人経営 基幹従事者5人</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 水稲単作：60ha 小麦：30ha 大豆：5ha 麦わら</p> <p>&lt;経営規模&gt; 水田：65ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクタ 23ps 1台 トラクタ 38ps 1台 トラクタ 75ps 1台 乗用施肥田植機 8条 2台 乗用管理機 2台 コンバイン 3台 大型育苗施設 1,500 m<sup>2</sup></p> <p>&lt;その他&gt; ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・作業機械は法人所有</p>	<p>・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う ・ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水田利用率を高める ・直売の強化による流通体系を確立する</p>	<p>・<u>給料制の導入(削除)</u> ・従事者全員及び雇者の社会保険加入 ・就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする</p>	<p>主穀単一 組織法人経営 基幹従事者5人</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 水稲単作：60ha 小麦：30ha 大豆：5ha 麦わら</p> <p>&lt;経営規模&gt; 水田：65ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクタ 23ps 1台 トラクタ 38ps 1台 トラクタ 75ps 1台 乗用施肥田植機 8条 2台 乗用管理機 2台 コンバイン 3台 大型育苗施設 1,500 m<sup>2</sup></p> <p>&lt;その他&gt; ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・作業機械は法人所有</p>	<p>・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う ・ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水田利用率を高める ・直売の強化による流通体系を確立する</p>	<p>・従事者全員及び雇者の社会保険加入 ・就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする</p>
------------------------------------	---	--	--	--	------------------------------------	---	--	--	---

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀単一 集落営農経営 基幹従事者 1500円/時間 10人の出役想定	<p>&lt;作付面積等&gt;            水稲単作：9ha            水稲一麦：1ha            飼料稲一麦：5ha            麦単作：10ha            大豆単作：5ha</p> <p>&lt;経営規模&gt;            30ha            （集落全体を借地とする）</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            車庫兼作業場 200㎡1棟            トラクタ 30ps 1台            トラクタ 38ps 1台            乗用施肥田植機 6条2台            乗用管理機 1台            コンバイン 3台            育苗施設 300㎡1棟            温湯消毒器 1台            みそ加工資材一式等</p> <p>&lt;その他&gt;            ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る            ・地域内担い手を明確にする            ・作業機械は集落所有            ・農産物加工を</p>	<p>・青色申告の実施            ・パソコン利用の経営管理            ・集落営農による土地配当金 50,000円/10a            が可能となる            ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う            ・ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水田利用率を高める            ・加工も含めた直売の強化による流通体系を確</p>	<p>・<u>給料制の導入（削除）</u>            ・従事者全員の社会保険加入</p>	主穀単一 集落営農経営 基幹従事者 1500円/時間 10人の出役想定	<p>&lt;作付面積等&gt;            水稲単作：9ha            水稲一麦：1ha            飼料稲一麦：5ha            麦単作：10ha            大豆単作：5ha</p> <p>&lt;経営規模&gt;            30ha            （集落全体を借地とする）</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            車庫兼作業場 200㎡1棟            トラクタ 30ps 1台            トラクタ 38ps 1台            乗用施肥田植機 6条2台            乗用管理機 1台            コンバイン 3台            育苗施設 300㎡1棟            温湯消毒器 1台            みそ加工資材一式等</p> <p>&lt;その他&gt;            ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る            ・地域内担い手を明確にする            ・作業機械は集落所有            ・農産物加工を</p>	<p>・青色申告の実施            ・パソコン利用の経営管理            ・集落営農による土地配当金 50,000円/10a            が可能となる            ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う            ・ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水田利用率を高める            ・加工も含めた直売の強化による流通体系を確</p>	<p>・従事者全員の社会保険加入</p>



		行い、直売による付加価値販売を行う	立する	
--	--	-------------------	-----	--

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

		行い、直売による付加価値販売を行う	立する	
--	--	-------------------	-----	--

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

伊奈町の特産品である梨・ぶどうなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、埼玉県農業経営・就農支援センター、農林振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者

への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。  
更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、伊奈町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

## 2 市町村が主体的に行う取組

伊奈町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、伊奈町が主体となって、埼玉県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

伊奈町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想

	<p>に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や埼玉県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p> <p>3 関係機関との連携・役割分担の考え方</p> <p>伊奈町は、埼玉県農業経営・就農支援センター、農林振興センター、農業協同組合、農業委員会、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、伊奈町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。</p> <p>①支援センターは、農業支援課、伊奈町、県農林振興センター及び伴走機関（農業系団体、商工系団体）等との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、公益社団法人埼玉県農林公社が実施する青年農業者確保育成活動等を推進する。</p> <p>②市町村は、就農等希望者の受入について、明日の農業担い手育成塾など町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の情報提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。</p> <p>③農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。</p> <p>農業支援サービス事業者の活用に関し、伊奈町は、農業支援サービス事業者に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛ける。</p> <p>4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供</p>
--	---

<p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の<u>利用関係の改善</u>に関する事項</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。</p> <p>○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p>	<p>伊奈町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業経営・就農支援センター及び県農林振興センターへ情報提供する。</p> <p>農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、伊奈町の区域内において後継者がいない場合は、農業経営・就農支援センター及び県農林振興センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。</p> <p>第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の<u>効率的かつ総合的な利用</u>に関する事項</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。</p> <p>○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 1276 884 1353">効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</td> <td data-bbox="884 1276 1086 1353">備考</td> </tr> </table>	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 1276 1780 1353">効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</td> <td data-bbox="1780 1276 1971 1353">備考</td> </tr> </table>	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考				
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考				

50%	50%
<p>○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標</p> <p>農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。</p> <p>(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。</p> <p>2 目標年次はおおむね10年先とする。</p> <p>2 農用地の<b>利用関係の改善</b>に関する事項</p> <p>(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状</p> <p>町の北東部綾瀬川沿いに位置する水田地帯においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであるが、経営農地が比較的分散傾向であるため、農作業の効率化等が図られず、担い手の規模拡大が進みづらい傾向にある。</p> <p>また、町内に点在する畑地については、そのほとんどを農地所有者自らが管理しているのが現状である。</p> <p>(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン</p> <p>今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想</p>	<p>○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標</p> <p>農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。</p> <p>(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。</p> <p>2 目標年次はおおむね10年先とする。</p> <p>2 <b>その他農用地の効率的かつ総合的な利用</b>に関する事項</p> <p>(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状</p> <p><b>伊奈町</b>の北東部綾瀬川沿いに位置する水田地帯においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであるが、経営農地が比較的分散傾向であるため、農作業の効率化等が図られず、担い手の規模拡大が進みづらい傾向にある。</p> <p>また、町内に点在する畑地については、そのほとんどを農地所有者自らが管理しているのが現状である。</p> <p>(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン</p> <p>今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想</p>

されるため、担い手育成協議会を中心として、後継者や新規就農者の確保、認定農業者や営農組織を育成・支援し、農地の利用集積を推進していく。

### (3) 関係団体等との連携体制

伊奈町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、担い手育成協議会を中心として、農業委員会、農業協同組合、農林振興センター、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

伊奈町は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、伊奈町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

伊奈町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行

されるため、担い手育成協議会を中心として、後継者や新規就農者の確保、認定農業者や営農組織を育成・支援し、農地の利用集積を推進していく。

特に、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、埼玉県、伊奈町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図るよう努める。

なお、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

### (3) 関係団体等との連携体制

伊奈町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、担い手育成協議会を中心として、農業委員会、農業協同組合、農林振興センター、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

伊奈町は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、伊奈町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

伊奈町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行

う。

- ① 利用権設定等促進事業（削除）
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業（削除）
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業  
これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で（削除）重点的に実施するものとする。

ア 町北東部の水田地帯においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、担い手不足の下で増えつつある遊休農地の解消に努める。

更に、伊奈町は、集落等に対して農用地利用改善事業・特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、これらの制度の利用や組織化に取り組めるよう指導助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を

う。

- (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (5) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて重点的に実施するものとする。

ア 町北東部の水田地帯においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、担い手不足の下で増えつつある遊休農地の解消に努める。

更に、伊奈町は、集落等に対して農用地利用改善事業・特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、これらの制度の利用や組織化に取り組めるよう指導助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

伊奈町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中

む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、

で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

(2) 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、伊奈町、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地集積推進員、土地改良区、埼玉県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて開催時期を設定することとし、町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し広く周知する。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口をアグリ推進課に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

伊奈町は、地域計画の策定に当たって、埼玉県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連



使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、又は法第7条第1号に掲げる特例事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける物が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 伊奈町長への確約書の提出や伊奈町長との協定の締結

携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決裁の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

① 伊奈町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 伊奈町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 伊奈町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 伊奈町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定

(又は移転) を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定を行うとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、伊奈町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 伊奈町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。
- ④ ②から③に定める申し出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 伊奈町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 伊奈町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行うとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、伊奈町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 伊奈町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
  - （(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設

定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地の明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

伊奈町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

伊奈町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を伊奈町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

伊奈町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

伊奈町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 伊奈町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 伊奈町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。



<p><u>ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</u></p> <p><u>イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</u></p> <p><u>③ 伊奈町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を伊奈町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。</u></p> <p><u>④ 伊奈町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。(削除)</u></p> <p><u>2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項</u></p> <p><u>(1) 伊奈町は、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益社団法人埼玉県農林公社(以下「農林公社という。」との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。(削除)</u></p> <p><u>(2) 伊奈町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。(削除)</u></p> <p><u>3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u></p>	<p><u>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u></p>
--	--

<p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進 伊奈町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容 農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容 ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 イ 農用地利用改善事業の実施区域 ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p>	<p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進 伊奈町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容 農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容 ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 イ 農用地利用改善事業の実施区域 ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p>
---	---

<p>エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p>② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。</p> <p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を伊奈町に提出して、農用地利用規程について伊奈町の認定を受けることができる。</p> <p>② 伊奈町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。</p> <p>ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p><u>イ</u> 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p><u>ウ</u> (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p><u>エ</u> 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p> <p>③ 伊奈町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を伊奈町の掲示板への提示により公告する。</p>	<p>エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>カ その他必要な事項</p> <p>② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。</p> <p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を伊奈町に提出して、農用地利用規程について伊奈町の認定を受けることができる。</p> <p>② 伊奈町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。</p> <p>ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p><u>イ</u> 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。</p> <p><u>ウ</u> 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p><u>エ</u> (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p><u>オ</u> 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p> <p>③ 伊奈町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を伊奈町の掲示板への提示により公告する。</p>
--	---

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員~~から~~ らそ(削除)の所有する農用地について利用権の設定等 又は農作業の委託(削除)を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員~~から~~ らそ(削除)の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。  
ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所  
イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標  
ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等 及び農作業の委託(削除)に関する事項

③ 伊奈町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。  
ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所  
イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標  
ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 伊奈町は、②に規定する事項が定められている農用地利用

農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託(削除)を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託(削除)を受け、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託(削除)を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受け、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

<p>③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等 <u>又は農作業の委託（削除）</u> を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。</p> <p>(8) 農用地利用改善事業の指導、<u>援助</u></p> <p>① 伊奈町は、<u>認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるような必要な指導、援助に努める。</u></p> <p>② 伊奈町は、(5) の①に規定する団体 <u>又は当該団体になるうとするもの（削除）</u> が、<u>農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（農林公社）等の指導、助言を求めたときは、担い手育成協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。</u></p> <p><u>4</u> 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 農作業の受委託の促進</p> <p>伊奈町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。</p> <p>ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進</p> <p>イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成</p> <p>ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託</p>	<p>る。</p> <p>③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。</p> <p>(8) 農用地利用改善事業の指導 <u>及び助言</u></p> <p>① 伊奈町は、<u>農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。</u></p> <p>② 伊奈町は、(5) の①に規定する団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、<u>農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。</u></p> <p><u>3</u> 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 <u>等</u></p> <p>(1) 農作業の受委託の促進</p> <p>伊奈町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。</p> <p>ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進</p> <p>イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成</p> <p>ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託</p>
---	---

<p>の促進の必要性についての普及啓発</p> <p>エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化</p> <p>オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進</p> <p>カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定</p> <p>(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行うとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。</p> <p><b>5</b> 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 伊奈町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の</p>	<p>の促進の必要性についての普及啓発</p> <p>エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化</p> <p>オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進</p> <p>カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定</p> <p>(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行うとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。</p> <p><b>(3) 地域計画の実現に向けた取組</b> 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。</p> <p><b>4</b> 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 伊奈町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の</p>
--	--

育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、(削除) 高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項  
第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センター(埼玉県農林公社)や農林振興センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。



ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

伊奈町が主体となって埼玉県農業大学校や農林振興センター、埼玉県地域指導農家、農業委員、農業協同組合、北足立郡北部明日の農業担い手育成塾等と連携・協力して、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、農業協同組合等とも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼

玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農林振興センター、農業協同組合、伊奈町認定農業者や埼玉県地域指導農家、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。(削除)

**7** その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

伊奈町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 伊奈町は、水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

イ 伊奈町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

伊奈町は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を

**5** その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

伊奈町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 伊奈町は、水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

イ 伊奈町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

伊奈町は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ

強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手育成協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、伊奈町は、このような協力の推進に配慮する。

**第6** その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この基本構想は、令和4年 月 日から施行する。

**別紙1 (第5の1の(1)⑥関係)**

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号の規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間

つ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手育成協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、伊奈町は、このような協力の推進に配慮する。

**第7** その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この基本構想は、令和4年 3月14日から施行する。

附則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。  
経過措置期間中は、農用地利用集積計画の規定はなお従前のとおり。

接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に

掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること（削除）

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃貸による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合（削除）

① 存続期間  
（又は残存期  
間）

②借賃の算定

③借賃の支払  
い方法

④有益費の償  
還

<p>1. 存続期間は3年、6年、10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費した金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還</p>
--	--	---	---

<p><u>年、6年、10年とすることが相当でない</u>と認められる場合には、<u>3年以上、6年以上、10年以上と異なる存続期間とすることができる。</u></p> <p><u>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</u></p> <p><u>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中</u></p>	<p><u>評価額等を勘案して算定する。</u></p> <p><u>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</u></p> <p><u>4. 借賃を金銭以外のもの</u>で定めようとする場合には、<u>その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額</u>に</p>	<p><u>までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</u></p>	<p><u>の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</u></p> <p><u>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合には、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協</u></p>	
---	--	--	---	--

<p><u>途において 解約する権 利を有しない 旨を定めるも のとする。</u></p>	<p><u>相当するよう に定めるもの とする。</u></p>		<p><u>議が整わな いときは、当 事者の双方 の申し出に 基づき、伊奈 町が認定し た額をその 費やした金 額又は増加 額とする旨を 定めるものと する。</u></p>	
<p><u>II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又</u></p>				



は移転を受ける場合（削除）

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似す</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

	<p><u>る土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</u></p> <p><u>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</u></p>			
<p><u>III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合</u></p>				
<u>①存続期間</u>	<u>②損益の算定基準</u>	<u>③損益の決済方法</u>	<u>④有益費の償還</u>	
<u>Iの①に同じ。</u>	<p><u>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</u></p> <p><u>2. 1の場合において、受託経費の算定に当</u></p>	<u>Iの③に同じ。この場合において1の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。</u>	<u>Iの④に同じ。</u>	

	<p>つては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>		
--	---	--	--

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うも</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

<p>額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>のとする。</p>		
---	--------------	--	--